

## 令和3年第3回土別市議会定例会会議録（第4号）

令和3年10月28日（木曜日）

午前10時00分開議

午前11時33分散会

### 本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

### 出席議員（17名）

|     |     |        |     |       |
|-----|-----|--------|-----|-------|
| 副議長 | 1番  | 井上久嗣君  | 2番  | 中山義隆君 |
|     | 3番  | 苔口千笑君  | 4番  | 真保誠君  |
|     | 5番  | 奥山かおり君 | 6番  | 西川剛君  |
|     | 7番  | 十河剛志君  | 8番  | 佐藤正君  |
|     | 9番  | 谷守君    | 10番 | 村上緑一君 |
|     | 11番 | 丹正臣君   | 12番 | 国忠崇史君 |
|     | 13番 | 喜多武彦君  | 14番 | 大西陽君  |
|     | 15番 | 谷口隆徳君  | 16番 | 山居忠彰君 |
| 議長  | 17番 | 遠山昭二君  |     |       |

### 出席説明員

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 渡辺英次君 | 副市長    | 法邑和浩君 |
| 総務部長   | 中舘佳嗣君 | 市民自治部長 | 藪中晃宏君 |
| 健康福祉部長 | 田中寿幸君 | 経済部長   | 鴻野弘志君 |
| 建設水道部長 | 千葉靖紀君 |        |       |

|                |       |                 |       |
|----------------|-------|-----------------|-------|
| 教育委員会<br>教育委員長 | 中峰寿彰君 | 教育委員会<br>生涯学習部長 | 三上正洋君 |
|----------------|-------|-----------------|-------|

|                      |       |        |       |
|----------------------|-------|--------|-------|
| 病院<br>副管<br>事理<br>業者 | 三好信之君 | 経営管理部長 | 東川晃宏君 |
|----------------------|-------|--------|-------|

---

事務局出席者

|                |       |                |       |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 議会事務局長         | 穴田義文君 | 議会事務局長         | 岡崎浩章君 |
| 議会事務局<br>総務課主任 | 中井聖子君 | 議会事務局<br>総務課主任 | 駒井靖亮君 |

---

(午前10時00分開議)

○議長（遠山昭二君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（遠山昭二君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

---

○議長（遠山昭二君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

10番 村上緑一議員。

○10番（村上緑一君）（登壇） 多くの市民の皆様から負託をいただきまして渡辺市長が誕生しました。改めて、市長就任おめでとうございます。

就任してから、約1か月がたちます。市長の椅子にも大分なれてきたことと思います。多忙な中ではありますが、基幹産業農業、商業、工業の振興に新たな風を入れて地域の活性化に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

始める前に、2問目の質問に用意していました、コロナ禍による農畜産物への影響と干ばつによる農作物被害対策の質問については、昨日の山居議員の質問がありましたので取下げをしたいと思います。あえてこの場をお借りしまして、私からも早急に米価下落対策、干ばつによる農作物の被害調査の対応、対策をお願いしまして、1問目の質問に移りたいと思います。

地域交通の在り方について伺います。

初めに、地域交通の現状についてです。何度か地域交通問題については質問をした経過がありますが、その都度、交通課題への解決に向け、取組をします、公共交通の構築に努めますと答弁をいただいております。農村地域の著しい人口減少や少子高齢化、免許返納が進む中にあり、早期に交通課題対策が必要と思います。現在も路線バス利用者の減少に伴い、路線の変更や減便が行われ、その対応として、デマンド化への転換やスクールバスとの混乗、敬老バス乗車証の対象拡大などをして、利用者を増やす取組を行っています。このような取組の成果は上がったのでしょうか、伺います。

交通網とは、各種交通機関が発達して網目のように縦横に通じることです。人口が多い都市では交通網の構築がされていますが、人口が少ない地域については大変な課題であります。本市においては、南士別、北町、下士別、多寄、武徳、中士別、上士別地区などは、特に縦横のバス路線とのアクセスが悪く、交通課題の一つだと思えます。前回も、私は地域の情勢にあった柔軟な公共交通と、利用実態に即した乗り合い型交通の必要性について質問してきましたが、

本市の地域交通の在り方についての考えを伺います。

次に、次世代モビリティビジョンの考えについてです。

2018年トヨタ自動車の豊田社長は、これからは自動車を作る会社からモビリティサービスの会社になると発言して、モビリティの言葉が注目されるようになりました。意味合いの中に単なる移動や交通だけでなく、移動によって得ることができる多様な可能性を含んでいると言われています。

今回、市と士別軌道、士別ハイヤーで次世代モビリティビジョンの連携、締結が行われました。このことによって、市民ニーズに対応した公共交通になるのでしょうか。また、多寄乗り合いタクシー実証試験が令和3年12月から令和4年2月の3か月間、冬季に行われ、1期から3期での実証期間とされています。事業の内容と目的について伺い、実証試験予算100万円は国の補助対象になるのか、予算の使い道を含めて説明を求めます。

次に、1市3町の公共交通の連携についてです。

全国的に人口減少が進む中、市町村間での広域連携により各種行政サービスの提供が行われ、過疎化地域での課題の克服に向け取組が行われています。本市でも、剣淵町、和寒町、幌加内町では消防をはじめ観光など様々な連携が行われていますが、今後、公共交通の連携を図ることにより、広域的な行政サービスの向上につながると思います。これについての考えを伺います。

最後に、次世代モビリティビジョンの中に感染症の対応があります。現在は緊急事態宣言も解除になり、徐々に経済活動にも活気が戻ってくると思います。ですが、市内の繁華街では、人出が低迷しています。今後の繁華街の活気を取り戻すためには、経営回復対策はもちろん、感染症対策の中、安心して飲食ができ、安全に自宅に帰れる情報の発信や仕組みづくりが必要ではないでしょうか。それには、士別市、量販店、士別ハイヤーなどとの連携が必要で、場合によっては、市内の飲食店を守る条例を考えてはどうでしょうか。

多くの市民、近隣市町村の方々が安心して繁華街を訪れることにより、市内経済活動の活性化につながります。これについての考えを伺い、この質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域における公共交通の現状についてです。

本市の公共交通は他地域と同様、人口減少や少子高齢化が進むとともに新型コロナの影響もあり、利用者が減少するなどの課題があります。このような中で、公共交通の利用促進策として、スクールバスへの一般利用者の混乗や一部路線バスの予約型運行への移行などを進めるとともに、福祉政策としての敬老バス乗車証の対象者を拡大するなど、利用者の拡大や利便性の向上に向けた取組を進めてきました。さらには、公共交通事業者においても、路線バスにおける利用者が少ない一部の便を独自に減便するなどの対策も講じられているところです。これらの取組によって、利用者が増加しないまでも、効率化と利便性の向上を図ることで地域の公共

交通の維持につながるなど、一定の成果があったものと考えています。

また、本市の公共交通の在り方は、平成30年度に策定した士別市地域公共交通網形成計画に基づき、円滑に乗り継げる公共交通ネットワークの形成や地域を支える新たな公共交通体系の導入等によって、計画の基本方針である持続的な公共交通ネットワークを構築することが重要だと考えています。

次に、士別市次世代モビリティビジョンについてです。

本ビジョンは、本市及び有識者、市内公共交通事業者、国・道等の関係機関で構成する士別市次世代モビリティ推進会議において、将来における公共交通体系の指針として、本年10月に策定しました。このビジョンは、感染症への対応やデジタル化の推進、交通結節点の整備と利用環境の改善、シームレス交通の実現を推進することで、持続可能な公共交通の維持を目指すことを基本理念としています。

また、その取組期間は本年から令和10年の8年間となり、市内交通事業者と市がそれぞれの役割を果たしながら、将来における本市の交通体系の構築に向けて連携した取組を推進することも位置づけています。

多寄地区における乗り合いタクシーの実証実験は、令和2年度の地方創生臨時交付金を繰り越して全額充当し、モビリティ推進会議等での検討を踏まえて実施するものです。具体的には、多寄町の住民が多寄中心部や士別市街地まで予約制の乗り合いタクシーで移動できる仕組みを実証する試験として、関係機関や交通事業者などとの調整を進めており、実施期間としては本年12月から翌年2月までの3か月間を想定しています。多寄地区以外の各地域においても、それぞれ地域性や公共交通の運行状況、住民ニーズに違いがある中で、利用実態にあった公共交通体系の導入を検討する必要があります。

今後、次世代モビリティ推進会議において、多寄地区の乗り合いタクシー実証実験の結果を踏まえた協議を進める中で、年度内に取組の方向性や年度内の取組内容について検討し、ビジョンの実施事業に反映させたい考えです。

次に、1市3町での公共交通の連携についてです。

公共交通分野での広域連携として、道では、住民生活や経済活動を支える持続的な公共交通を形成するため、広域での地域公共交通計画の策定について、上川管内の各市町村との連携の下、令和4年度の完成を目指して作業を進めており、本市としても、この協議に参加をしています。現時点では、広域路線の維持確保などの取組にとどまっておりますが、今後はこの計画に基づき、さらなる広域連携を検討してまいります。

次に、市内経済活動の活性化や感染症対策のための料飲店組合や士別ハイヤーとの連携についてです。

次世代モビリティビジョンでは、今後、利用環境を改善することで、公共交通利用者の回復と利用促進、意識醸成による新たな顧客の創出の必要性についても、基本的な考え方の一つとして示しているところです。御提案のありました、市内飲食店との連携については、例えば食

事代とハイヤー代をセット販売するなど、公共交通を維持する在り方の一つとしてあり得るものと考えております。

一方で、生活する上での交通を確保することが地域公共交通の課題解決に当たっての最優先と考えていることから、現時点で条例制定の検討には至っていませんが、引き続き経済対策に加えて、地域交通の利便性の向上や効率化などの視点で取組を進めることで、持続可能な公共交通の形成を目指します。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 村上議員。

○10番（村上緑一君） 再質問をさせていただきます。

今回の多寄との実証試験が行われるということ、ある程度、大まかな答弁をいただきましたけれども、その中にもう少し細かく考え方をお聞きしたいと思います。

まず、8月に多寄Aコープ店がミニショップヤマモトさんに、が出店されて新しい話題となったことは皆さんも御承知だと思います。本当に多寄の方々にすれば、町内で買物ができ、地域住民のつながりにもなるということで大変喜んでいるということをお聞きしております。私も来店させていただきまして、ジンギスカンを買ってきましたけれども、本当に店の中は小ぢんまりした温かい雰囲気の中で、店員さんの対応もよくて、地域の要望の商品なども置かれる、そういったお店でありました。

こういった地域の商店を維持していくためにも、今回のモビリティビジョンの中の地域交通の中で、実証試験の中でも、多寄、ミニショップヤマモトさんを経由して士別に行かれるとか、そういうことも考えておられるのか。また、そこである程度買物ができ、今後そのヤマモトさんを利用しやすい環境をつくっていただけるのかをお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（遠山昭二君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 村上議員の再質問にお答えいたします。

多寄地区の買物環境づくりにつきましては、議論を始めまして、もう3年目になります。その中におきましては、地域で、そういった生活に必要な店舗、買える店舗が欲しい、もしくはそのための足の確保というのはどうなんだという様々な議論があったところです。その中で、今回地域に地元の方がその店舗を出店していただけるということで、1つ、地域の要望としては形になったわけですが、我々がその議論を進めていた地域交通の整備の中では、買物、それから、例えば通院、通学、様々な生活に必要な足をどのように確保していくかという議論の中では、地域のそういったお店を継続していくためには、地域でも買い支えという意識が必要だろうというのが、その議論の中でも出てきております。

そういった意味では、今回の実証試験の中でも、まず多寄地区の一つの拠点としては、その店舗を1つの拠点として、一旦そこに結節点として立ち寄る。そこから既存のバス等のアクセスにつなげるといった考え方も取っておりますし、また多寄医院の営業、開設時間に合わせた

ダイヤということも念頭に置いて試験に取り組むという考え方に立っておりますので、私どもといたしましては、そういった買物や通院、通学に、より利便性の高い交通体系の在り方ということを1つ念頭に、まず地域の中で、そういった近くに手軽に買物ができる店舗、これもぜひ多くの方に利用していただきたいという、そういった考え方の下に実証実験に結びつけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番目の高温・干ばつによる農業被害の質問につきましては、昨日の山居議員の質問と重複しますので、割愛させていただきます。

公営住宅についてお伺いをいたします。

近年、駅前をはじめ国道沿いや住宅街に真新しいアパートが次々と建設されております。主に単身者用の住宅だと思いますが、人口減少の中でも単身者用の住宅は、一定の需要があるのではないのでしょうか。

本市の公営住宅は、士別市公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数や老朽化による解体や用途廃止、または人口減少による段階的に戸数を減らすことが計画されています。公営住宅等入居者の意向調査では、家賃の安い住宅に住みたいから、市が管理しているので安心だから、で50%を占めております。人口減少が進む中でも世帯数は微減であります。着実に単身高齢世帯が増えています。今、公営住宅に入居している独り世帯は4割を超えています。市の広報やインターネットにも募集が載っていますが、世帯用がほとんどで、臨時募集も行われております。単身可の住宅は多寄とか朝日、温根別にあり、どうしても住宅に困窮している人は、そちらにということになります。仕事など近郊に住居を構えることができないなど、高齢者は買物や病院など近いところを希望しております。

単身用の公営住宅のニーズは多いのではないのでしょうか。公営住宅の空き部屋も目につきません。空き住宅の活用方法なども考えがあればお聞かせください。

市長の公約にもあるように、公営住宅の有効活用という面では、高齢者も、単身者でも、入居できる住宅を増やす必要があると思います。世帯用と単身用の住宅の違いはどこにあるのでしょうか。また、最近都会で問題になっている、高齢者には住宅を貸さないというところもあり、住宅困窮者が出てくることも予想されます。単身者住宅の現状と今後の課題についてお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、公営住宅の空き住宅活用についてです。

市営住宅の管理状況は、管理戸数1,078戸、入居戸数821戸、入居率76.2%で、用途廃止予定である95戸を除いた実質の入居率は83.5%です。

現在、公営住宅長寿命化計画を基本に、将来の人口、世帯数を見据え、適正な管理戸数への削減を進めています。計画期間である平成29年度から令和19年度の21年間で374戸の用途廃止を計画的に実施していくことから、入居している方の移転先確保として、一定数の空き住戸が必要となっています。

移転先以外の空き住戸の活用についてですが、市営住宅は公営住宅法に基づくことから、他の用途に活用するためには、築年数などの要件を満たした上で公営住宅としての用途を廃止し、普通財産とした上での使用が必須となります。

次に、単身用住宅の確保についてです。

市営住宅の入居には法令に定める世帯員数や所得など、様々な要件を満たすことが必要であり、立地や間取り、築年数等によっても条件があります。単身者が申込み可能な住宅は、上士別、多寄、温根別及び朝日地区にあり、そのうち新築住宅の場合は2DK以下が対象となり、市街地区の場合、面積が55平方メートル以下または2DKで、耐用年数の2分の1を経過した住宅が申込み可能となります。

また、単身者のうち60歳以上の方や障害者、被災者等については、申込み可能な住宅の条件を一部緩和しており、面積が55平方メートル以下または2DK以下、新築住宅の場合、2DK以下の住戸に申込み可能です。

市営住宅の募集住戸選定に当たっては、修繕等準備が整った住宅の中から順次募集しており、単身の方が申込み可能な住宅についても、市街地区で空きが出た場合、順次募集しています。令和2年度には、市街地区において、単身者が申込み可能な住戸を8戸募集しており、募集倍率は平均すると2.1倍となっています。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して住戸を提供することを目的としており、低廉な家賃のニーズに対応する制度ではないことから、申込み条件の緩和については、民間賃貸住宅への影響など慎重な検討が必要と考えています。今後においても、公平公正な事業の推進とともに、人口減少に適切に対応し、多様な住宅困窮者に対する住宅セーフティネットとしての役割に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問をさせていただきます。

単身者の住宅は2DK以下という、今、話がありましたけれども、朝日だとか多寄などは3LDKだとか2LDKも単身者用として貸出ししていると思います。一番の違いは、世帯用と単身者用の違いは、やはり間取りだと思います。単身者用は、一般公募で年3回募集しているということですが、1回抽せん落ちると4か月ほど待たなければなりません。住宅困窮者は、そんなに待てません。ここ1年で8戸の貸出件数があるという御答弁でありましたけれども、これではあまりにも単身者が入るには狭き門だと思います。ぜひ、単身者がスムーズに入れるよう単身者住宅を増やしてもらいたいと思います。

○議長（遠山昭二君） 千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君） 再質問にお答えいたします。

高齢者に対する単身者向けの住宅についての御質問でありました。それで、募集倍率について、令和2年2.1倍ということの実績でございますが、公営住宅全体としての募集倍率としましても、令和2年度は1.6倍という形になっておりまして、極端な差があるという形にはなっていない状況にはございます。

そして、随時公募という形も一般募集ではありますので、単身向けという形のニーズがあることは十分承知している部分はございますが、これは答弁でも申し上げましたが、民間で積極的に投資されておられる部分もございます。ですから、その部分の要件緩和につきましては、特別に処遇する60歳以上、それから障害を持つ方とかという部分に該当する部分も優先措置を取っておりますので、その上での考慮が必要となりますので、この部分は民間事業等も踏まえて困窮された方の入居について対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠山昭二君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再々質問になろうかと思えますけれども、民間住宅との兼ね合いという話もありましたけれども、安い家賃で市が管理してくれる住宅に入りたいという単身者、高齢者の要望があるということを前提にお考えいただきたいと思えます。

別に回答はよろしいです。

○議長（遠山昭二君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次に、福祉灯油についてお伺いいたします。

世界経済の回復に伴う原油価格の高騰を受け、7年ぶりの高価となっています。石油情報センターによると、石油輸出機構が協調減産の継続を決めたことで需要が逼迫し、小売価格へ転嫁されています。さらに円安の影響で値上がりするだろうと分析をしております。原油の高騰で石油や関連商品が値上がりし、国民の暮らしと中小零細業者や農・漁業者らを直撃しています。これからの厳しい冬を迎える本市は、灯油価格の高騰が市民に不安を与えています。暖房が命に関わる本市にとって、生活必需品である灯油の値上がりは深刻です。暖房用の灯油の需要期は間近に迫っており、自治体が灯油の購入を支援する福祉灯油制度の実施拡充は切実な要求です。

この制度は、もともと生活困窮者に対する対策として始まった制度で、高齢者や障害者世帯、母子家庭世帯など住民税非課税世帯を中心に市町村が灯油の購入を援助しております。制度は自治体によってまちまちですが、1世帯当たり数千円から数万円を助成しております。灯油価格は需要期の冬に向かって徐々に上がっており、今現在リットル当たり106円に達しています。寒冷地の本市においては、とりわけ暖房用灯油は欠かせません。低所得者には厳しい時期を迎えようとしております。直近の福祉灯油は令和元年度に実施されておりました。今年度の実施予定をお聞かせください。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

灯油価格については、世界的な原油需要の高まりと供給への懸念などから値上がりが続いています。そこで福祉灯油事業についてですが、本事業は、灯油価格の変動により冬期間の暖房用燃料費の確保が著しく困難と判断される高齢者世帯や障害者世帯、独り親世帯などに対し、灯油購入費の一部を助成するものです。

事業実施の具体的な判断基準といたしましては、10月から翌年3月までの6か月間における灯油価格の推計値の合計が過去5年間の同期間の平均価格を1万円以上上回る場合に実施することとしています。したがって、今年度における実施の有無は、今後の灯油価格の動向や社会情勢を見極めつつ年内には決定してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問をさせていただきます。

年内に決定させてもらおうという、今の答弁ではございましたけれども、もう実際に10月から灯油の使用期間が始まっているということで、やはり早く結論を出してもらいたいと思います。結論というか支給を早くしてもらおう必要があると思います。

報道によりますと、前年同期に比べて25円ぐらい高くなっているという状況でありますので、再度、12月までということではなくて、早めに決定してもらいたいと思いますので、もう一度コメントよろしくをお願いします。

○議長（遠山昭二君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

先ほど、答弁申し上げましたとおり、今、消費者物価の部分の調査で10月20日付の灯油価格ということで公表がされています。答弁でも申し上げたように、10月から3月までの推計値というものを想定して出していかなければならないということがございますので、その推計値、今、10月時点の価格ということでの判断ではなかなか難しいと思いますので、来月の部分、今後の社会情勢、経済情勢、そこら辺もしっかり見極めながら、要項におきましても、毎年12月31日までにこの福祉灯油については市長が決定するという事になっておりますので、この辺の見極めをしっかりと行いながら判断をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 7番 十河剛志議員。

○7番（十河剛志君）（登壇） 令和3年第3回定例会に当たり、通告に従い一括方式により一般質問を行います。通告では、住宅新築・住宅改修助成事業についてと、冬期間における一時的な住まいの提供については、一昨日の西川議員と谷議員、昨日の苔口議員との質問が重複しておりますので、取下げをさせていただきます。

改めまして、渡辺新市長には、平成22年初当選組としてお祝いを申し上げます。

市民が豊かに、いつまでも安心して暮らせるまちづくりに向けて頑張っていたいただきたいと思っています。

1つ目に、市民の声の聴取についてお聞きいたします。

所信表明では、これまで実施されている市長とのふれあいトークやこども夢トーク、市長への手紙を継続するほか、直接市民の皆様からの声を伺える新たな仕組みを創設し、まちづくり基本条例の原則である市民が主役のまちづくりを推進するとあります。

士別市まちづくり総合計画では、地域力を高め地域力で進めるまちづくりとして、地域力でまちづくりを進めるに当たって、対話、調和、市民の輪で地域力を支え進めるとあります。

対話では、市民・議会・行政は対話を重視しながら、市民一人一人の声を大切にしまちづくりを進めますとあります。

11年前、私が議員に当選し、最初の一般質問で、牧野前市長に市長室開故事業の提案をさせていただき、実現をしていただきました。事業自体は今はありませんが、士別市役所のトップである市長と市民が直接市長室を使い対話をするにより、市役所へも気軽に相談しやすくなり、市民が市政に望んでいる気持ちを的確に把握することにより、目配り、気配り、心配りによって、よりよい信頼関係を築き、このような取組こそが真の協働のまちづくりにつながっていくのではないのでしょうか。

直接市民の皆様からの声を伺える新たな仕組みを創設するとありますが、どのようなものなのか、現状考えている範囲で構いませんので、お考えをお聞かせください。

また、パブリックコメント制度ですが、ここ数年パブリックコメントの意見がありません。意見がないということは、その条例や計画に賛成したのでしょうか。パブリックコメントの実施する時期、段階の検討や最終案の段階で行っている案を企画立案時に意見を出してもらうなどの検討をはいかがでしょうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

パブリックコメントの意見数が少ないから市民参加意識が低いとは判断できません。賛否を把握することは難しいと思いますが、表に出ない賛成意見や反対という意見もあると思います。そこで例えばですが、渡辺新市長の得意のフェイスブックなどのSNSを活用して、ホームページ上でフェイスブックのような、いいねをつける形で参加してもらえる仕組みを考えてはいかがでしょうか。

2つ目の項目は、子どもや高齢者、障がいのある方が暮らしやすいまちへの中から、市民ニーズにマッチした買物支援や除雪支援などに対応可能なボランティア制度の考え方についてお聞きをいたします。先日、谷議員から買物支援や除雪支援についての質問がありました。できるだけ重複しない形で何点か質問をさせていただきます。

まず、除雪支援についてお尋ねいたします。

除雪サービスについての概要は、谷議員の答弁でもありました。高齢者アンケートで困り事では、除雪が常に上位であることから、今ある除雪サービスの対象範囲を広げるお考えなのか、また除雪サービスの内容を変更するお考えなのか、考えをお聞かせください。そのための新た

なボランティア制度の確立なのか、お知らせください。

また、除雪支援や買物支援などに対応可能ボランティア制度は、有償ボランティアで行うお考えなのか、無償ボランティアで行うのかをお聞かせください。

次に、地域助け合い活動協議体についてお尋ねをいたします。

地域助け合い活動協議体は、平成28年より第2層協議体として、各種研修会に参加し、他地域の活動を研修、勉強し、高齢者の居場所づくりや困り事などを話し合い、月1、2回行って、9月で86回に及んでおります。今までの活動としては、買物サポート事業や地域食堂を行ってきました。買物サポートや地域食堂の課題として、活動や運営に対する予算が少なく、買物サポート事業に係る経費については、全額が利用者の負担となり、利用者の負担が大きく、住んでいる地域によっては金額が変わるなど、利用者が利用しにくい状況になっていると考えます。今後、少子高齢化が進む本市において、市民の皆様が連携、共同し、みんなで助け合う地域共生社会には地域助け合い協議体の活動が重要になってくると考えますので、利用者が負担に思わない金額で利用できるように支援をするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目の項目は、障害者福祉での就労支援の考え方についてお聞きをいたします。

令和2年の障害者雇用状況の集計結果では、民間企業で雇用障害者数、実雇用率共に過去最高を更新しました。雇用障害者数では前年比3.2%の増加、17年連続で過去最高となり、実雇用率でも9年連続で過去最高の2.15%で、前年対比0.04ポイント増加です。公的機関の雇用障害者数も前年を上回りました。国では、実雇用率2.83%で、0.52ポイント増加。都道府県では、実雇用率2.73%で、0.12ポイント増加。市町村では2.41%、増減はありませんでした。教育委員会では、実雇用率2.05%で、0.16ポイントの増加となっています。

なお、令和3年3月1日より障害者の法定雇用率が引上げになっております。民間企業で2.2%から2.3%へ、国・地方自治体は2.5%から2.6%へ、都道府県の教育委員会は2.4%から2.5%へ引上げとなっております。

士別の障害者雇用状況をお聞きいたしますと、市役所で0.87%、教育委員会で2.05%となっております。障害者雇用を推進していく上で、士別市が率先して法定雇用率を達成しなければならないのではないのでしょうか。本市の考えをお聞かせください。

士別市障害者福祉実行計画の中に、障害福祉に関するアンケート調査から見た課題の中にも就労支援の推進で4人に1人は仕事をしたいと思っていることから、就労支援を積極的に進めていく必要があると思います。

また、仕事を見つける方法は、ハローワークの紹介が1割程度であり、知人の紹介が多いことから、ハローワークや関係機関からの情報を提供し、就労につなげる支援が必要となってきております。

本市は就労支援体制の確保として、自立支援協議会の就労支援部会を中心に、士別地域障がい者職親会と連携し、就労の機会の拡充や定住を図っており、水道量水器分解作業をはじめ清掃作業などの委託をし、利用額も年々増やしてきております。今後も市内に所在する施設など

からの物品、または役務の積極的な調達を行っていくのか。各施設では新型コロナウイルス感染症による感染拡大の影響で、感染対策にかかる経済的な負担やサービスの利用控えによる運営上の問題、さらには各種活動の自粛などで厳しい環境に置かれております。

本市の障害者施設などへのさらなる支援をお願いし、私の一般質問を終わります。 （降壇）

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、市民の声の聴取について答弁申し上げ、子どもや高齢者、障がいのある方が暮らしやすいまちへについては健康福祉部長から答弁申し上げます。

本市では、市民参加による開かれた市政を目指して、市長とのふれあいトークや市長への手紙、メールなど様々な公聴活動に取り組んでいます。そこで、新たな仕組みの創設については、まずはこれまで実施してきた事業を継続することを基本として、現在の手法の検証や新たな仕組みづくりについて検討を進めているところです。

私個人として、これまでフェイスブックなどSNSを利用した情報発信に取り組んでいますが、市長就任以降は投稿の閲覧者が増加し、また多くの方々からメッセージなどをお送りいただくようになりました。このことから、例えば本市の公式フェイスブックページに直接市長として投稿することによって閲覧者の増加が見込まれ、メッセージ機能を活用することで気軽に御意見や御要望をお寄せいただけるようになるのではないかと考えています。

また、各団体の総会や自治会の集会などへ可能な限り出席をして現場の声を伺うことに加え、SNSなどの活用など、あらゆる機会を捉えて、市民の皆様から幅広い御意見、御要望をいただき、それを施策に反映することで、まちづくり基本条例の原則である市民が主役のまちづくりを推進するとともに、士別に生まれて、育って、学んで、働いて、暮らしてよかったと思えるまちの実現につなげてまいります。

パブリックコメント制度については、市民参加条例に基づき市民の市政参加を推進するとともに、多様な市民意見を市政に反映させるための一つの手法として実施しており、パブリックコメント制度実施要綱に基づき、資料や概要版などにより内容を分かりやすくお示しして、御理解いただけるよう努めております。また、パブリックコメント実施の旨を広報誌などに加えて、生活情報アプリしべつ暮らしナビで配信するなどしておりますが、近年は応募がない状況が続いています。

御提言いただきました企画立案時の意見聴取についてですが、本制度は、政策の立案に当たり、あらかじめ案を公表し、広く市民から意見を求め、これを考慮して意思決定を行う手続であり、最終案の段階であっても、いただいた意見はしっかりと反映をさせてきたところです。またホームページでのSNSを活用するなどの仕組みづくりについては、機能的に不可能な現状がございます。しかしながら、より関心を持っていただき、応募しやすくするための検討は必要と考えており、ホームページやフェイスブックなどでの発言など、仕組みづくりについて、しっかりと調査、検証するほか、引き続き手法や時期、情報発信方法を含めて検討を進めてま

います。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、買物及び除雪支援制度の確立と障害者福祉での就労支援の考え方についてお答えします。

初めに、除雪支援についてです。

一昨日の谷議員への答弁のとおり、除雪サービスは少子高齢化により除雪労力の確保が課題となっていくと考えています。そこで新たな除雪支援体制については、限られた財源の中、まずは現行制度の実施体制やその内容などについて検証するとともに、全体の支援体制を見据えた中で、新たな仕組みやその内容なども含め、除雪事業者や社会福祉協議会など関係機関と十分な協議を行いながら今後検討を進めてまいります。

次に、除雪支援や買物支援を有償または無償で行うのかについてです。

具体的な制度設計については両支援とも現時点で未定ですが、内容によっては車や機械の燃料代など一定の経費がかかることが想定されます。仮にそういった支援を有償で行う場合には、支援活動への動機づけや責任感にもつながる効果が期待されますが、一方で支援活動は無償で行うべきとの声も多くあることから、今後、関係団体等の御意見もいただきながら、有償か無償かを含め制度の内容について検討してまいります。

次に、地域助け合い活動協議体についてです。

国が、地域全体の生活支援体制の強化を目指すため、生活支援体制整備事業の取組を進める中、市には生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置が求められています。協議体は、互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めていくために、助け合い活動を共に創出し充実させていく重要な役割を担っており、本市では平成28年2月に設置をしています。これまでの協議体活動は主に市民の困り事を拾い上げるとともに、その困り事をどのように解決するかを模索する政策集団的な活動が中心でしたが、令和元年からは買物サポートや地域食堂など、実際の事業運営にも関わっていただく機会が増えています。

買物サポート事業につきましては、居宅支援事業所などからの買物時の寄り添いを求めている高齢者が多いとの情報提供を基に、楽しく買物をしてもらえるようにと協議体を中心となり支援策を策定し、社会福祉協議会が実施主体となって行っています。

具体的利用に当たっての利用者負担としては、年会費として500円、1回の利用ごとに500円としています。また、お店までの御自分の交通費、さらには公共交通機関等にサポーターの同乗を希望する場合には、サポーター分の交通費も利用者の負担としています。このため、状況によっては、利用料が1,000円以上になる場合もあり、十河議員お話のとおり、利用をためらわせる一因となっている可能性はあるかと存じますが、一方で、この事業は互助によって成り立っておりますことから、公金の支出については他の事業との整合性などを含め、慎重に判断していく必要があると考えます。

したがいまして、まずは協議体とともに現在の事業内容を検証し、課題の洗い出しを行うとともに、併せて互助では対応し切れない部分について、市としてどのような支援ができるか、新たな制度の創設も視野に入れつつ検討してまいります。

次に、障害者福祉での就労支援についてです。

障害者雇用を推進していく上で市が率先して法定雇用率を達成しなければならないとお話がありました。本市の障害のある方の実雇用率は、法定雇用率が2.6%のところ、本庁部局は0.87%となっており、法定雇用率を達成するためには6人の障害のある方を採用する必要があります。なお、教育委員会の実雇用率は2.05%で法定雇用率に達していませんが、採用しなければならない障害のある方は、計算上1人未満の端数となり、0人となります。

本市は、令和2年4月に策定した障害者活躍推進計画に基づき、令和6年度までの計画期間において法定雇用率の達成を目指すため、これまで障害のある方の就労体験による社会復帰の促進を目的とした委託業務などとの調整を図りつつ、障害の特性に配慮した職務の検討などを進めてまいりました。今後におきましても、障害のある方の特性に応じた多様な働き方の確立に向けて採用方法等についても、さらに検討を進める中で計画達成に向けた取組を進めてまいります。

障害のある方への就労支援体制については、議員お話のとおり、市が設置し、障害者団体や障害者施設などで構成する自立支援協議会の就労支援部会と、市内事業所や個人で組織する士別地域障がい者職親会の事務局を、市が障害者相談支援業務を委託している基幹相談支援センターが担っており、各関係機関と連携しながら、それぞれの特性に合わせた就労の相談や支援に当たっています。

また、市では毎年度、障害者優先調達法に基づき、物品等調達方針を策定し、障害者就労支援施設等が供給する物品及び役務の調達に全庁的に取り組んでおり、今後も障害者施設と連携し、推進してまいります。

障害者施設などへの支援については、先ほど申し上げた基幹相談支援センターが各施設からの相談窓口も担っているほか、自立支援協議会に各施設長にも参画いただいていることから、今後も関係機関連携の下、情報の共有を図りながら様々な課題解決に当たってまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 12番 国忠崇史議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 私は3つのテーマを用意しましたが、3番目の灯油高騰対策は佐藤議員の質問にお答えになったとおりですので割愛いたします。

まず、JR北海道への政府からの巨額支援を宗谷本線へというテーマでお話しします。

市長の所信表明では、公共交通については、士別市地域交通網形成計画に基づき次世代を見据えた仕組みづくりを進めながら、子供から高齢者までが利用できる地域特性に応じた利便性の高い交通システムの構築を目指しますということで、特にというかJRに特化した表現はなかったんですが、私はちょっとJRに特化して質問したいと思います。

この3月に、改正日本国有鉄道清算事業団の債務等処理法、通称改正JR支援法が国会にて採択されました。これは経営難に直面するJR2社、JR四国と北海道に対して支援を行うものですが、特にJR北海道に対して、3年間で1,302億円の巨額支援を行うものです。ただ、JR北海道の方針としても、道南シフトというか北海道新幹線など道南の鉄路に投資していく方向ですが、本市あるいは宗谷本線活性化協議会としても、道北への投資、なかんずく宗谷本線への投資を呼びかけるべきではないかと思いますが、市の見解のほどはいかがでしょうか、お聞きします。

次に、JR士別駅のリニューアル計画についてお聞きする予定でしたが、これは山居議員の質問への答弁がありましたので割愛します。

次に、瑞穂駅、多寄駅の補修についてお伺いします。

まず多寄駅ですが、駅舎そのものはまだ古くないですが、実はいまだにくみ取トイレであり、主要な利用者層である高校生から不満の声が出ています。また、瑞穂駅は有志による駅ノートが設置されており、道北バスなどと併せて観光に来る乗鉄の人が多いことが分かります。地元住民だけでなく、こういう人の意見を聞いてみたらどうでしょうか。それで手紙を1つ読みたいと思います。

2020年7月23日木曜日、昨日は士別グランドホテルに宿泊して、士別市街地から徒歩でこの瑞穂駅に来ました。羊と雲の丘の羊牧場でサフォークを見て、下士別駅を経て多寄駅までウォーキングをエンジョイした。2017年7月頃に多寄の集落を訪れたときにはAコープがあって、カップラーメン&豆腐などを買って士別市街地からのウォーキングによる空腹を満たしたものでした。しかし、今回3年ぶりに訪れてみると、Aコープは廃業していました。多寄の集落に着いたのは午後3時近くのため、そば処もカレーショップも閉まっていました。5時まで待ってカレーライスを食べるか、JRの列車で風連まで出てセイコーマートで買物をするか、迷いに迷って、意を決して空腹覚悟で瑞穂駅まで国道40号沿いを歩きました。1キロメートルぐらいのところで大安売りののぼりのある野菜の露店を見つけて、そこで小ぶりのキャベツを50円で買って、今晚の食事としました。まさに地獄に仏とはこのことだろう。そして、安堵の気持ちで瑞穂駅に着いたことは言うまでもない。H・A、大阪市西成区在住。

こういうような文章が書いてあります。要は、観光資源として無人駅が使えるんじゃないかという問題提起です。この人は士別グランドホテルと、それからキャベツの50円ですか、外貨というかお金を落としているわけで、そこら辺よく考えて、瑞穂駅、多寄駅の維持補修をされたらどうかという提案でございます。

取りあえず、以上質問にお答えください。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、JR北海道へ行われる支援と道北への投資の呼びかけについてです。

本年4月に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律が改正、施行され、国から

J Rに対する経営安定基金の下支えや整備投資などへの支援が令和12年度まで延長されることとなりました。J Rでは、この支援を基に中期計画に位置づけた車両の新製や販売機器の更新、業務システムの見直しなどを進めているところです。

また、本年度から国と道の協調支援として、本市も出資している北海道高速鉄道開発株式会社を通じて、J Rへ列車が無償で貸与されることとなっており、観光列車としての運行や地域イベントにおける利活用について、宗谷線区でも大きな期待を寄せているところです。

このほか宗谷線におけるJ Rの設備投資として、本年3月旭川から名寄間において、動力性能の向上及び冷暖房機能が備わったH100型の車両が導入されており、利用者からも好評を得ています。今後、北海道の骨格を担う宗谷線においては、宗谷本線活性化推進協議会が長年要望している、名寄駅以北の鉄路の高速化を図ることが線路維持と利用促進に向けて取り組む重要なテーマの一つであると考えます。

また、将来に向けては各地域が個性を磨きながら、宗谷線における移動と目的を組み合わせ、全体をデザインする必要があると考えます。こうした取組をはじめ国忠議員から御提言のありました、道北地域の利用促進に資する設備投資についても、26の沿線自治体が連携をして、J Rへ強く要望してまいります。

次に、瑞穂駅、多寄駅の維持補修についてです。

瑞穂駅については多寄東自治会が所管されており、地域において環境美化や駅舎の維持管理などに御尽力をいただいております。また、多寄駅についてはJ Rが維持管理する中で、定期的な巡回点検及び清掃が実施されており、具体的な改修計画はないと伺っているところです。いずれも地域の方の通学や通院などを支える大切な駅として利用されており、市では、マイルール意識の醸成を呼びかけるとともに、様々な声を参考に駅の維持に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） それで、この公共交通、特にJ Rです。1つには地域住民の足という面があって、もう一つ、外貨獲得の手段だという面も、ちょっと紹介しましたがけれども、もっと分かりやすい例が、例えばモノコックバスです。コロナ禍でも211人が乗車して、道外から東京が25人、神奈川県が18人、埼玉県17人、兵庫県10人、茨城県6人、そして福岡県4人と。中には市内に3泊して3回乗車したという愛好者もいたと。通勤、通学に利用する人とは温度差というか非常に熱いんです。だから、その辺の人の力も借りて外貨獲得すべきだと。市長の持論である外貨を。そのとおりだと思うんです。

要は、本市に、都会からわざわざ来て、お金を落としていくわけですから、道北日報によると、利用者のうち市内で飲食をした人が91人、観光した人57人、市内で宿泊した人は21人と。だから、言っただけだけれども、士別の観光資源、どうしても小粒な面はあります。だけれども、それなりによさがあるのは、小粒だけれども、それぞれいろんな市民が関わって盛り上げているというところがいいところだと思うんです。

だから、このモノコックバスも、言ってしまうえばたった211人ですけれども、でも211人って、よく考えたらすばらしい観光資源になっている。だから、ぜひ外貨獲得の手段として、渡辺市長になったことをきっかけに捉え直していただきたいと思うんです。その辺、ちょっと深掘りできますか、いいですか。

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 国忠議員の再質問にお答えいたします。

ただいま御提言いただきました、瑞穂駅とか、そういう観光資源として、どうなんだという御提言かと思います。おっしゃるとおり、私も、例えば人数が少ないとはいえ、いわゆる自称マニアというんですか、JRの鉄道が好きな方いますよ。そういった方を士別に誘致するというのは1つの手段だとは思っています。

ただ、そこで必要なのが、例えば改修工事をやるであるとか整備をやるとなったときに、市民参加型でお力添えいただくことはもちろん重要だと思いますが、それに対する費用をどうするかということも現実的にはございます。例えば御提言をいただきました、外貨を稼ぐという観点でいいますと、外貨を稼いだ代わりに、その分かった経費が大きくなってしまっは、いわゆる費用対効果という部分も出てくるかと思えます。

そういった意味では、一方では慎重な考え方をする必要もあると思えますし、先ほど答弁で申し上げましたが、モビリティビジョン推進会議、北大の岸先生という方が座長をされています。その岸さんは、今回は乗り合いバスとか、いわゆる道路のほうの御提言をいただいているところですが、もともと御自身もマニアというほど鉄道がお好きな方でございますので、そういった専門の方の御意見もいただきながら、あるいはただいま申し上げたとおり、ファンの方の声も聞きながら、いろいろな政策を模索してまいりたいと、そのように考えます。

○議長（遠山昭二君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 2つ目のテーマは図書館の管理についてです。

緊急事態宣言期間中に休館あるいは市民のみに貸出ししていましたが、利用状況をお伺いします。人数、冊数、それから通常との比較をお願いします。

2番目として、苫小牧市立中央図書館など道内の幾つかの図書館では、令状なしに警察に対して貸出履歴などを開示し問題になっています。本市の図書館での対応は、その辺どうなっているでしょうか、お伺いします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、緊急事態宣言期間中における図書館の利用状況についてです。

今年、国から発令された緊急事態宣言は、それぞれ当初の設定期間が延長されたところであり、結果として1回目が5月16日から6月20日まで、2回目が8月28日から9月30日までとなりました。この期間においては北海道からの要請や協力依頼に基づき、本市の社会教育施設についても、市民の皆さんへの周知期間を経て順次休館等の措置を講じてきたところであり、図

書館についても5月18日から休館といたしました。

しかしながら、期間の延長を受けて、6月3日からは市民を限定に図書の貸出し、返却のみの利用を可とする措置を講じたところです。また、2回目の8月28日からの臨時休館においては、当初から市民に限って貸出し、返却のみの利用を可能としたところです。

このような状況から、宣言期間中の図書館の利用状況は近年の同時期と比較して、全体としては2割程度減少した中で、6月3日の一部利用再開の際には、この2年間の同時期の貸出冊数の約2.5倍となる345冊の貸出利用もあったところです。

また、2回目の臨時休館に関わっては、直前の8月23日から27日まで蔵書点検のため、休館していたこともあってか、8月28日の利用は昨年、一昨年の貸出冊数の約半分となります221冊となりました。

なお、一部利用再開直後における館内の状態について、利用者同士が密になるようなこともなく、利用に当たっては混乱することはありませんでした。一方、朝日図書室については8月30日から9月3日までの期間、貸出し等を行わず休館といたしました。9月3日には移動図書館車を朝日地区に臨時運行することで利用者へのサービス提供にできるだけ配慮したところです。

この間の一部利用再開に際しては、公益社団法人日本図書館協会の図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン及び本市の社会教育施設における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに基づく対策に努めるとともに、利用者にも御協力をいただきながら感染拡大防止等に意を配し、利用を再開しております。

次に、図書館利用者情報の警察への情報提供についてです。

まず、本市図書館における警察への情報提供に関しましては、日本図書館協会の図書館の自由に関する宣言の中で示されているように、図書館は利用者の秘密を守るという理念のほか、本市における個人情報保護の考え方、さらに公共における守秘義務の観点からも、利用者の氏名、住所をはじめ貸出履歴や予約状況などの利用者情報を本人の同意なく目的外に使用しないこととしております。

また、令状主義を原則に、憲法第35条に基づく裁判所の令状を確認した場合以外は利用者の読書事実を外部に漏らさない考えであり、警察からの情報提供依頼があった場合においても、同様の対応としております。

なお、これまで本市図書館において捜査協力の依頼を受けたこともなく、それ以外のケースを含めて利用者状況の提供及び開示を行ったこともありません。

図書館で所有する利用者情報は個人のプライバシーに属し、貸出履歴などの情報は利用者の思想・信条をも推知し得ると解される場合もあることから、その取扱いには特段の配慮を要するものと考えているところであり、今後においても、利用者に関する情報の取扱いには細心の注意を払ってまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（遠山昭二君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 図書館の自由に関する宣言、1979年に改定です。最初が1954年で、79年に改定。図書館は資料収集の自由を有する。図書館は資料提供の自由を有する。図書館は利用者の秘密を守る。図書館は全ての検閲に反対する。この4つが主要な図書館の自由に関する宣言です。

それで、土別の図書館、借りて返したら履歴も出ないんだという、履歴は消えてしまうんですか。それともあるけれども出ないのか。そういうふう聞いたんですけども、その辺どうですか。いいですか。

○議長（遠山昭二君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） ただいまの再質問にお答えいたします。

図書を借りた際の部分の履歴ということですが、返す際にはカウンターで返される場合、または閉館時間帯においては返却ポスト等々で返される場合があります。返したときに、借りたときの履歴が残っておりますので、その履歴は残っている、誰が借りたかというは残っている形になっておりますので、返したから、その履歴がなくなるという形ではございません。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） そうしたら、1年前にこういう本を借りたよというのは、返したからなくなっているわけですか、それは残っている。基本的に令状によらずに警察の方が来た場合に、1年前にこの人はこれを借りたよと答えられるのかどうか。一応聞いておきたいですけども。

○議長（遠山昭二君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの私の答えの部分の修正も含めてですが、借りた履歴は残っております。当然返してもらったということもあれですけども、返してもらった部分については、そのデータが抽出できないような形に今システムでなっているということなので、1年後も残っているかということについては、その履歴は残っていますけれども、それは抽出して確認はできないような形になっております。

失礼しました。よろしく申し上げます。

○議長（遠山昭二君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 若干の補足ということになります。

データとしてはきちんと、それは残っています。ただ、それをすぐにアクセスして見る状況はできない形に逆になっています。システム上、そこは1つ手間を加えて、今は業者さんの仕組みを使っていますけれども、そのシステムエンジニアがたどっていかないと出せないということで、ロックを掛けて、やたらに出てこない、そういう形になっているということです。残してはいるけれども、一般に見えないということです。

以上です。

○議長（遠山昭二君） これにて一般質問を終結いたします。

---

○議長（遠山昭二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時33分散会）